

人事院公示第 2 2 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、平成 1 2 年人事院公示第 2 9 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 6 月 2 0 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 二 <u>人事院規則 1 4—2 1（株式 所有により営利企業の経営に参 加し得る地位にある職員の報告 等）（以下「規則」という。）</u> <u>第 2 条第 3 項第 6 号の規定に基 づき、人事院が定めることとさ れている事項について定めるこ と。</u> 二 規則第 5 条第 2 項の規定に基 づき、同条第 1 項の期限を延長 すること。	2 委任する権限及び所掌事務 （新設） 二 <u>人事院規則 1 4—2 1（株式 所有等により営利企業の経営に 参加し得る地位にある職員の報 告等）（以下「規則」とい</u>

<p>三 <u>規則第10条の規定に基づき、株式所有の状況について報告又は資料を求めること。</u></p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>う。) <u>第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の期限を延長すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	--

2 この決定による改正は、令和4年7月1日から効力を発生する。